

様式第1（第2条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年 月 日

殿

住 所  
名 称  
代表者の氏名

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、別紙1の計画について承認を受けたいので、別紙2と併せて申請します。

（備考）

- 1 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 3 地域経済牽引事業を行おうとする者が造船法第11条第1項の認定（同法第12条第1項の規定による変更の認定を含む。）又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第3項の認定（同法第22条の3第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた者である場合には、それぞれ、本申請書の記載事項のうち造船法第12条第2項に規定する認定事業基盤強化計画又は地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画の記載事項と重複する部分の記入を要しないものとする。

(別紙1)

## 地域経済牽引事業計画

### I 必須記載事項

#### 1 地域経済牽引事業の内容及び実施期間

- (1) 地域経済牽引事業を行うに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略  
(同意基本計画の名称)

(活用する地域の特性及びその活用戦略)

#### (2) 地域経済牽引事業を行おうとする者に関する事項

申請者 (代表者)	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割 (地域経済牽引事業を共同して行おうとする者がある場合)
地域経済牽引事業を共同して行おうとする者	
	①名称、 ②住所、 ③代表者名、 ④資本金、 ⑤従業員数、 ⑥業種、 ⑦法人番号、⑧決算月、⑨役割
1	
2	

(3) 地域経済牽引事業として行う事業の内容  
(事業名)

(関連する業種)

(地域経済牽引事業の内容)

(活用を予定する支援措置)

(その他)

(4) 地域経済牽引事業を行う主な実施場所

(5) 地域経済牽引事業の実施期間  
(実施期間)

年 月 日 ～ 年 月 日

(実施スケジュール)

取組事項	年度	年度	年度	年度	年度
	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①					
②					
③					

2 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法  
事業者ごとに別表1-1に記載

3 地域経済牽引事業の実施による経済的効果

(1) 付加価値創出額

(見込み)

(算定根拠)

区分		事業開始前		事業開始後			
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
		年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～	年 月～
①売上高							
費用 総 額	②売上原価						
	③販売費及び 一般管理費						
	④計 (②+③)						
⑤給与総額							
⑥租税公課							
⑦付加価値額 (①-④+⑤+⑥)							

(2) 経済的効果

(見込み)

(算定根拠)

(注) 地方公共団体が基本計画で定める地域経済牽引事業の経済的効果(取引額、売上げ、雇用者数又は給与総額)を達成する見込みであることを記載すること。

## II 任意記載事項

1 地域経済牽引事業の用に供する施設に関する事項

別表1-2に記載

2 地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積

別表1-2に記載

3 特定事業者が法第19条第3項、第28条又は第29条に定められた事業承継等に関する特例を受ける場合の事項

(1) 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称

(承継等特定事業者の名称)

(被承継等特定事業者の名称)

(2) 事業承継等の内容及び実施時期  
(事業承継等の内容)

(実施時期)

(3) 法第19条第3項に定められた中小企業信用保険法の特例を受ける場合は、直前の事業年度における以下の事項

① 純資産の額が零を超えること

純資産合計額 = \_\_\_\_\_ 円 > 0

② EBITDA 有利子負債倍率が10倍以内であること

EBITDA 有利子負債倍率 = \_\_\_\_\_ 倍 ≤ 10

[計算式] (借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)

$$\frac{\text{借入金・社債 ( ) 円} - \text{現預金 ( ) 円}}{\text{営業利益 ( ) 円} + \text{減価償却費 ( ) 円}}$$

4 一般社団法人が法第23条第1項又は第2項に定められた商標法の特例を受ける場合の事項

(1) 一般社団法人の名称及び所在地

(2) 一般社団法人の構成員たる資格に関する定款の定め

(3) 法第23条第1項又は第2項の規定の適用を受けようとする商標に係る商品又は役務

5 補助金等交付財産の活用に関する事項

6 法第25条に定められた課税の特例に係る主務大臣の確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設又は設備に関する事項

(別紙2)

**地域経済牽引事業計画の公表**

可	不可

(注) 地域経済牽引事業計画が承認された場合、事業者の名称、住所、法人番号、事業名、地域経済牽引事業計画の承認日及び地域経済牽引事業計画を承認した者の名称を経済産業省のホームページにおいて公表することについて、可又は不可のいずれかに○を付けること。

別表1-1 地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名: \_\_\_\_\_

(単位:千円)

年度	調達先		借入金	自己資金	その他 ※1	合計	備考 ※2
	費用						
	土地						
	建物						
	機械装置						
	運転資金						
	その他						
	小計						
	土地						
	建物						
	機械装置						
	運転資金						
	その他						
	小計						
	土地						
	建物						
	機械装置						
	運転資金						
	その他						
	小計						
	土地						
	建物						
	機械装置						
	運転資金						
	その他						
	小計						
合計	土地						
	建物						
	機械装置						
	運転資金						
	その他						
	小計						

※1 都道府県及び市町村等からの補助については、「その他」の欄に記載すること。

※2 株式会社日本政策金融公庫による融資制度等の利用を希望する場合は、その旨を備考欄に記載すること。

また、金融機関から融資を受ける場合で、信用保証協会の制度の利用を希望するときは、その旨を備考欄に記載すること。